

大阪市立八阪中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 第2条

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「自他の生命を大切にし、自ら学び行動し、仲間と協調できる生徒」の育成のため、「大阪市立城陽中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の点をあげる。

- ① いじめを受けた子供を救済し、その尊厳を守ることを最優先とする
- ② いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める
- ③ 回復すべきは「人間関係」より「個人の尊厳」である
- ④ 被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重を第一とする
- ⑤ 被害児童生徒・保護者の「知る権利」に応える
- ⑥ 隠ぺいには厳正に対処する
- ⑦ 混乱の鎮静化を優先しない
- ⑧ 救済ルートの確保と対処ルールの明確化

3. いじめの未然防止についての方策

<基本姿勢>

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

※文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針 別添2」

(1) 授業改善について

- ① 道徳教育におけるいじめ問題の取扱い等、全教育活動の中で「命の大切さ」について指導を随時行う
- ② 教職員一人一人が分かりやすい授業づくりに努める
- ③ 年間カリキュラムにおける学習内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する
- ④ 生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、教育活動を推進する
- ② 自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その集団の中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができる学校づくりを推進する
- ③ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。
- ④ 学校行事や生徒会活動、総合的な学習などの時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 学校外での幅広い人との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めることを推進する
- ② 「いじめは絶対に許されないことである」ということを全生徒・全教職員が認識し、互いに支え合う集団育成に取り組む
- ③ 見て見ぬふりをすることや知っていて何もしないことも「傍観者」として、いじめに加担していることを伝える。

4. いじめの早期発見についての方策

<基本姿勢>

たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する

※文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針 別添2」

- ① 「いじめについてのアンケート」を年2回行い、生徒の悩みや人間関係を把握するために教育相談等を使う。
- ② いじめ問題を発見した教職員は、抱え込むことなく、直ちに管理職（校長・副校長・教頭）に報告し、全教職員で問題の解決にあたる。
- ③ 相談窓口等を周知する。「いじめ SOS 通報」「LINE による相談窓口」子供相談センター「電話教育相談」、「24 時間子供 SOS ダイアル」等、生徒および保護者からのいじめ等に関する相談を受け付ける

5. いじめの調査及び早期解決について

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- 被害生徒のみならず加害生徒、その他の児童生徒にとっても、公平・公正なルールに基づくぶれない対処を心がける
- 「いじめ対策組織」で体制を組み、児童生徒へ支援・指導等、保護者へ支援・助言等を行う

- ① いじめを発見した際には、「いじめ対策組織」で共有し、個々の行為がいじめに該当するかの判断をいじめられた生徒の立場に立って行う。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら継続的な指導を行う。
- ⑤ 学校内だけでなく関係諸機関や専門家と連携をして解決にあたる。

- ◎被害生徒・保護者への支援＝要望・意見等の尊重
安心できる学習環境の確保
- 事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う

◎加害児童生徒への指導・保護者への助言

ルールに基づく対応

○人格形成を健全なものにするため、「いじめを許さない」というぶれない方針のもと事前に明示したルールに基づき、重篤度に応じた段階的な指導その他の措置で対応

○いじめをやめさせ、再発を防止するため、加害児童生徒への指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う

○犯罪行為の警察への通報、転校の意思確認

○いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

◎その他の児童生徒への働きかけ

○自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

※文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針 別添2」

6. いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめにかかる行為が止んでいること

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

7. 重大事案への対処

① 重大事態の意味

(ア) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(イ) いじめにより生徒が相当の期間(年間 30 日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ※いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条

⇒欠席理由が「いじめの疑い」と判明した場合

・欠席が 10 日に達すれば、電話にて管理職から指導部担当指導主事に報告、相談を行う。

・欠席が 15 日に達すれば「不登校児童生徒連絡票」にて指導部担当指導主事に報告し、連携して対応を行う。

8. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「学年会」・「生活指導部会」

月 1 回所属教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、学校長を長として、管理職(副校長・教頭)、首席、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、当該学級担任、(必要に応じて、SC、SSW)によるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

【年間計画】

【いじめ調査等】

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 年2回(7月・11月)
- ② 保護者対象いじめアンケート調査 年2回(7月・11月)
- ③ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年2回(6月・11月)

【研修会】

- ・人権教育研修会 年3回(4月・7月・11月)
- ・生活指導研修会 年1回(4月)